

植田正治写真美術館 会計年度任用職員募集要項 【パートタイム】

1 応募受付期間

令和8年3月2日（月） ～ 令和8年3月11日（水）（郵送の場合消印有効）

2 募集人数及び職務内容

職種	募集人数	職務内容
美術館スタッフ	1人	来館者対応、事務補助及び施設管理業務

3 勤務条件

任用期間	令和8年4月1日から令和8年12月10日まで
勤務場所	植田正治写真美術館
勤務日	週5日（勤務表により指定した日）
休日	1月中の土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の日数をローテーションにて休暇日を指定。なお、美術館の休館日は休日となります。
勤務時間	・週35時間 9時20分～17時20分（休憩時間60分） ・時間外勤務 有（年2時間程度）
報酬	月額176,860円～ ※ 採用日前における職歴に応じて報酬を決定します。 ※ 今後の給与改定等の状況により、支給額が変動する場合があります。
諸手当	一定の条件のもと、条例、規則等の定めるところにより、交通費、期末手当等が支給されます。
休暇	一定の条件のもと、次の休暇・制度があります。 ・年次有給休暇 ・特別休暇（下線部は、令和8年4月改正予定） 【有給】 <u>夏季休暇</u> 、 <u>産前産後休暇</u> 、 <u>忌引休暇</u> 、 <u>結婚休暇</u> 、 <u>子の看護休暇</u> 、 <u>短期介護休暇</u> 等 【無給】 <u>通勤上傷病休暇</u> 等 ・育児休業制度、介護休暇等制度 等
社会保険	一定の条件のもと、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
公務災害	地方公務員災害補償制度又は労働者災害補償制度が適用されます。
服務	地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。 （服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止） ※ 営利企業等への従事等制限は適用されません。（兼業可）
その他	健康診断あり

4 応募資格

年齢、学歴は問いません。

パソコン（Word, Excel, インターネット）の基本操作ができる方

（注）地方公務員法第 16 条の規定に該当する次の人は、受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・伯耆町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

外国籍の方も応募できます。ただし、選考に合格した場合でも、在留資格において就労等が制限されている場合、活動が認められる在留資格の範囲内の職務でなければ、採用できません。

5 選考方法

書類選考又は面接による。

（選考日時などの詳細については、申込受付後、担当部署よりご連絡します。）

6 応募方法

提出書類	伯耆町会計年度任用職員採用試験申込書 ・記入にあたっては、申込書の「留意事項」をよく読んでください。
提出方法	郵送又は持参
提出・問い合わせ先	〒689-4107 西伯郡伯耆町須村353番地3 植田正治写真美術館 (電話) 0859-39-8000 (fax) 0859-68-3600

7 採用について

- ・応募資格がないこと及び申込書の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- ・地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後 1 か月（勤務実績が 15 日に満たない場合は、15 日に達するまでの期間）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

8 その他

- ・応募に際し提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・申込書に記載された個人情報については選考及び任用の手続きのために利用し、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき適正に管理します。